

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 1 2 問 }  
無線工学 2 4 問 } 3 時間

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

[ 1 ] 次の記述は、無線局の落成後の検査について述べたものである。電波法（第 1 0 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第 8 条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び  A 並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について登録検査等事業者（注 1）又は登録外国点検事業者（注 2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る  B を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、 C することができる。

注 1 電波法第 2 4 条の 2（検査等事業者の登録）第 1 項の登録を受けた者をいう。

2 電波法第 2 4 条の 1 3（外国点検事業者の登録等）第 1 項の登録を受けた者をいう。

	A	B	C
1	員数	検査の結果	省略
2	員数	点検の結果	その一部を省略
3	技能	検査の結果	その一部を省略
4	技能	点検の結果	省略

[ 2 ] 無線局の予備免許を受けた者が総務大臣から指定された工事落成の期限（工事落成の期限の延長があったときは、その期限）経過後 2 週間以内に電波法第 1 0 条（落成後の検査）の規定による工事が落成した旨の届出をしないときに、総務大臣から受ける処分に関する次の記述のうち、電波法（第 1 1 条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 工事落成期限の延長の申請をするよう命ぜられる。
- 2 速やかに工事を落成するよう命ぜられる。
- 3 無線局の予備免許を取り消される。
- 4 無線局の免許を拒否される。

[ 3 ] 周波数測定装置の備付け等に関する次の記述のうち、電波法（第 3 1 条及び第 3 7 条）及び電波法施行規則（第 1 1 条の 3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の 2 分の 1 以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- 2 電波法第 3 1 条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない（注）。

注 総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合を除く。

- 3 2 6 . 1 7 5 M H z 以下の周波数の電波を利用する送信設備には、電波法第 3 1 条に規定する周波数測定装置の備付けを要しない。
- 4 空中線電力 1 0 ワット以下の送信設備には、電波法第 3 1 条に規定する周波数測定装置の備付けを要しない。

[4] 次の記述は、周波数に関する定義を述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「割当周波数」とは、無線局に割り当てられた周波数帯の  A をいう。
- ② 「特性周波数」とは、与えられた発射において  B をいう。
- ③ 「基準周波数」とは、割当周波数に対して、固定し、かつ、特定した位置にある周波数をいう。この場合において、この周波数の割当周波数に対する偏位は、特性周波数が発射によって占有する周波数帯の中央の周波数に対してもつ偏位と同一の  C 及び同一の符号をもつものとする。

	A	B	C
1	中央の周波数	容易に識別し、かつ、測定することのできる周波数	絶対値
2	下限の周波数	必要周波数帯に隣接する周波数	絶対値
3	中央の周波数	必要周波数帯に隣接する周波数	相対値
4	下限の周波数	容易に識別し、かつ、測定することのできる周波数	相対値

[5] 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第22条、第23条及び第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 高圧電気（高周波若しくは交流の電圧  A 又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。以下同じ。）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、絶縁しゃへい体又は  B の内に收容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- ② 送信設備の各单位装置相互間をつなぐ電線であって高圧電気を通ずるものは、線溝若しくは丈夫な絶縁体又は  B の内に收容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- ③ 送信設備の空中線、給電線又はカウンターポイズであって高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から  C 以上のものでなければならない。ただし、次の(1)及び(2)の場合は、この限りでない。
  - (1)  C に満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
  - (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所にある場合

	A	B	C
1	300ボルト	接地された金属しゃへい体	2.5メートル
2	500ボルト	接地された金属しゃへい体	3メートル
3	500ボルト	金属しゃへい体	2.5メートル
4	300ボルト	金属しゃへい体	3メートル

[6] 無線従事者の免許等に関する次の記述のうち、電波法（第41条及び第42条）、電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。
- 2 総務大臣は、電波法第9章（罰則）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 3 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。
- 4 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、1箇月以内に再交付を受けた免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。

[7] 無線局（登録局を除く。）の運用に関する次の記述のうち、電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。  
(1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- 2 無線局を運用する場合には、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 3 無線局を運用する場合には、空中線電力は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信、その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

[8] 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。電波法（第56条、第57条及び第59条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、 A 又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- ② 無線局は、 B ときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- ③ 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 C 無線通信（注）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

A	B	C
1 重要無線通信を行う無線局	無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用する	総務省令で定める周波数により行われる
2 重要無線通信を行う無線局	総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査のために運用する	特定の相手方に対して行われる
3 他の無線局	無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用する	特定の相手方に対して行われる
4 他の無線局	総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査のために運用する	総務省令で定める周波数により行われる

[9] 次に掲げる処分のうち、無線局（登録局を除く。）の免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに総務大臣から受けることがある処分に該当しないものはどれか。電波法（第76条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 期間を定めて行う周波数の制限
- 2 期間を定めて行う空中線電力の制限
- 3 期間を定めて行う運用許容時間の制限
- 4 期間を定めて行う通信の相手方又は通信事項の制限

[10] 次の記述は、総務大臣が行う無線局（登録局を除く。）に対する周波数等の変更命令について述べたものである。電波法（第71条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、 **A** 必要があるときは、無線局の  **B** に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の  **C** の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

<b>A</b>	<b>B</b>	<b>C</b>
1 混信の除去その他特に	運用	周波数若しくは空中線電力
2 電波の規整その他公益上	目的の遂行	周波数若しくは空中線電力
3 混信の除去その他特に	目的の遂行	電波の型式若しくは周波数
4 電波の規整その他公益上	運用	電波の型式若しくは周波数

[11] 次に掲げる事項のうち、無線局（登録局を除く。）の免許人が電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとときに執らなければならない措置に該当するものはどれか。電波法（第80条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務省令で定める手続により、総務大臣に報告すること。
- 2 その無線局の免許人にその旨を通知すること。
- 3 その無線局の電波の発射を停止させること。
- 4 その無線局を告発すること。

[12] 次の記述は、無線局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に  **A** 。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 **B** しなければならない。

<b>A</b>	<b>B</b>
1 申請しなければならない	1箇月以内にその免許状を返納
2 届け出なければならない	1箇月以内にその免許状を返納
3 届け出なければならない	速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告
4 申請しなければならない	速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告